

「コムストックローン約款」【新コムストックローン・野村証券】一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成 25 年 7 月 22 日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">「コムストックローン約款」 【新コムストックローン・野村証券】</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>第 1 条（趣旨）</p> <p>1 この約款は、<u>日本証券金融株式会社</u>（以下「<u>日証金</u>」といいます。）の新コムストックローン・野村証券（以下「コムストックローン」といいます。）を利用されるお客様と野村証券株式会社（以下「<u>提携証券会社</u>」といいます。）および<u>日証金</u>との間の取引に関する事項を定めたものです。</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、<u>日証金</u>が<u>提携証券会社</u>に証券取引口座（振替決済口座を含みます。）を開設しているお客様に対し、お客様が同口座に保有している有価証券を担保として、インターネットまたは F A X、郵送による利用申込みを受けて行う貸付をいいます。</p> <p>第 2 条（融資要領）</p> <p>1 契約の成立および契約期間</p> <p>(1) この約款に基づく契約（以下「<u>本契約</u>」といいます。）は、お客様から次に掲げる書面の提出を受けることにより申込みを受け、<u>日証金</u>の審査の結果、<u>適当と認められた場合において、日証金</u>がお客様に契約成立の書面を発送した日に成立するものとします。</p> <p>① <u>日証金</u>所定のコムストックローン利用申込書・コムストックローン有価証券担保差入書</p> <p>② [現行どおり]</p> <p>③ <u>日証金</u>所定のお取引に関する重要事項確認書</p>	<p style="text-align: center;">「コムストックローン約款」 【新コムストックローン・野村証券】</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p> <p>第 1 条（趣旨）</p> <p>1 この約款は、<u>大阪証券金融株式会社</u>（以下「<u>大証金</u>」といいます。）の新コムストックローン・野村証券（以下「コムストックローン」といいます。）を利用されるお客様と野村証券株式会社（以下「<u>提携証券会社</u>」といいます。）および<u>大証金</u>との間の取引に関する事項を定めたものです。</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、<u>大証金</u>が<u>提携証券会社</u>に証券取引口座（振替決済口座を含みます。）を開設しているお客様に対し、お客様が同口座に保有している有価証券を担保として、インターネットまたは F A X、郵送による利用申込みを受けて行う貸付をいいます。</p> <p>第 2 条（融資要領）</p> <p>1 契約の成立および契約期間</p> <p>(1) この約款に基づく契約（以下「<u>本契約</u>」といいます。）は、お客様から次に掲げる書面の提出を受けることにより申込みを受け、<u>大証金</u>の審査の結果、<u>適当と認められた場合において、大証金</u>がお客様に契約成立の書面を発送した日に成立するものとします。</p> <p>① <u>大証金</u>所定のコムストックローン利用申込書・コムストックローン有価証券担保差入書</p> <p>② [略]</p> <p>③ <u>大証金</u>所定のお取引に関する重要事項確認書</p>

新	旧
<p>④ <u>日証金</u>所定のお客様の本人確認書類</p> <p>⑤ その他<u>日証金</u>の定める書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、(1)に定める<u>日証金</u>の審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、<u>日証金</u>の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>①～③ 〔現行どおり〕</p> <p>④ 電話によって<u>日証金</u>が連絡をとれること。</p> <p>⑤ 〔現行どおり〕</p> <p>⑥ その他<u>日証金</u>の定める事項</p> <p>(3) <u>日証金</u>の審査の結果、適当と認められたときは、お客様に<u>日証金</u>のコムストックローンウェブサイト（以下「<u>日証金</u>ウェブサイト」といいます。）のログインIDおよびパスワードを発行し、お客様がコムストックローン利用申込書に記載された住所へ発送します。<u>日証金</u>ウェブサイトの利用方法およびログインID等の管理は、次のとおりとします。</p> <p>① お客様は、<u>日証金</u>ウェブサイトの利用にあたっては、ログインIDおよびパスワードを必要とし、<u>日証金</u>発行のログインIDおよびパスワードとお客様が利用時に入力するログインIDおよびパスワードとが一致した場合のみ利用することができます。</p> <p>② <u>日証金</u>は、ログインIDおよびパスワードの確認をもって、お客様の本人確認を行い、<u>日証金</u>ウェブサイトの利用がお客様本人によってなされたものとみなします。</p> <p>③～⑤ 〔現行どおり〕</p> <p>(4) 〔現行どおり〕</p> <p>(5) お客様から本契約の契約期間満了日までに<u>日証金</u>ウェブサイトまたは<u>日証金</u>所定の書面による更新の申込みがなされ、かつ、<u>日証金</u>の審査の結果、適当と認められた場合は、既存の契約期間満了日を開始日とし、その1年後の応当日の前日（営業日でない場合はその翌営業日）を満了日とする契約が成立するものとし、以後も同様とします。なお、<u>日証金</u>の審査の結果は、<u>日証金</u>ウェブサイト（<u>日証金</u>からの</p>	<p>④ <u>大証金</u>所定のお客様の本人確認書類</p> <p>⑤ その他<u>大証金</u>の定める書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、(1)に定める<u>大証金</u>の審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、<u>大証金</u>の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>①～③ 〔 略 〕</p> <p>④ 電話によって<u>大証金</u>が連絡をとれること。</p> <p>⑤ 〔 略 〕</p> <p>⑥ その他<u>大証金</u>の定める事項</p> <p>(3) <u>大証金</u>の審査の結果、適当と認められたときは、お客様に<u>大証金</u>のコムストックローンウェブサイト（以下「<u>大証金</u>ウェブサイト」といいます。）のログインIDおよびパスワードを発行し、お客様がコムストックローン利用申込書に記載された住所へ発送します。<u>大証金</u>ウェブサイトの利用方法およびログインID等の管理は、次のとおりとします。</p> <p>① お客様は、<u>大証金</u>ウェブサイトの利用にあたっては、ログインIDおよびパスワードを必要とし、<u>大証金</u>発行のログインIDおよびパスワードとお客様が利用時に入力するログインIDおよびパスワードとが一致した場合のみ利用することができます。</p> <p>② <u>大証金</u>は、ログインIDおよびパスワードの確認をもって、お客様の本人確認を行い、<u>大証金</u>ウェブサイトの利用がお客様本人によってなされたものとみなします。</p> <p>③～⑤ 〔 略 〕</p> <p>(4) 〔 略 〕</p> <p>(5) お客様から本契約の契約期間満了日までに<u>大証金</u>ウェブサイトまたは<u>大証金</u>所定の書面による更新の申込みがなされ、かつ、<u>大証金</u>の審査の結果、適当と認められた場合は、既存の契約期間満了日を開始日とし、その1年後の応当日の前日（営業日でない場合はその翌営業日）を満了日とする契約が成立するものとし、以後も同様とします。なお、<u>大証金</u>の審査の結果は、<u>大証金</u>ウェブサイト（<u>大証金</u>からの</p>

新	旧
<p>通知を受領する方法として書面の交付によることを、<u>日証金</u>に対し書面で届出を行ったお客様（以下「書面交付希望者」といいます。）には書面）で通知します。</p> <p>(6) 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、(5)に定める<u>日証金の更新審査</u>において、<u>適当と認められないもの</u>とします。なお、審査の結果、<u>契約を更新できない場合の理由</u>は開示しないものとし、お客様は、<u>日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないもの</u>とします。</p> <p>①～③ 〔現行どおり〕</p> <p>④ その他<u>日証金</u>の定める事項</p> <p>2 融資限度額および融資方法</p> <p>(1) 〔現行どおり〕</p> <p>(2) コムストックローンの融資限度額は、お客様が第3条の定めに基づきコムストックローンの担保として差し入れられた有価証券（以下「担保有価証券」といいます。）のうち、第3条第3項の融資適格銘柄（同項に定める担保有価証券のうち融資適格銘柄以外の銘柄（融資不適格銘柄）は、<u>日証金ウェブサイト</u>で確認することができます。）の時価額に60%（融資適格銘柄の一銘柄の時価額の割合が融資適格銘柄の時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額（1万円未満切捨て）とします。ただし、3,000万円を上限とします。</p> <p>(3) (2)ただし書の定めにかかわらず、お客様から<u>日証金</u>所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、<u>日証金</u>が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ<u>適当と認めた</u>場合は、融資限度額の上限を1億円以内の<u>日証金</u>が定める金額とすることができるものとします。</p> <p>(4) お客様は、次に掲げる方法によりコムストックローンの融資を申し込むことができます。なお、融資の申込みは、30万円以上（追加融資の場合は10万円以上）1万円単位とします。</p> <p>① <u>日証金ウェブサイト</u>により申し込む方法</p> <p>② <u>日証金</u>所定のコムストックローン借入申込書により申し込む方法</p> <p>(5) (4)②のコムストックローン借入申込書による申込みは、郵送のほかFAXにより行うことができるものとします。<u>日証金</u>がFAXで融資申込みを受け付けた場合は、<u>日証金</u>は、当該借入申込書に記載されている氏名および印影をもって、お客様</p>	<p>通知を受領する方法として書面の交付によることを、<u>大証金</u>に対し書面で届出を行ったお客様（以下「書面交付希望者」といいます。）には書面）で通知します。</p> <p>(6) 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、(5)に定める<u>大証金の更新審査</u>において、<u>適当と認められないもの</u>とします。なお、審査の結果、<u>契約を更新できない場合の理由</u>は開示しないものとし、お客様は、<u>大証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないもの</u>とします。</p> <p>①～③ 〔 略 〕</p> <p>④ その他<u>大証金</u>の定める事項</p> <p>2 融資限度額および融資方法</p> <p>(1) 〔 略 〕</p> <p>(2) コムストックローンの融資限度額は、お客様が第3条の定めに基づきコムストックローンの担保として差し入れられた有価証券（以下「担保有価証券」といいます。）のうち、第3条第3項の融資適格銘柄（同項に定める担保有価証券のうち融資適格銘柄以外の銘柄（融資不適格銘柄）は、<u>大証金ウェブサイト</u>で確認することができます。）の時価額に60%（融資適格銘柄の一銘柄の時価額の割合が融資適格銘柄の時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額（1万円未満切捨て）とします。ただし、3,000万円を上限とします。</p> <p>(3) (2)ただし書の定めにかかわらず、お客様から<u>大証金</u>所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、<u>大証金</u>が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ<u>適当と認めた</u>場合は、融資限度額の上限を1億円以内の<u>大証金</u>が定める金額とすることができるものとします。</p> <p>(4) お客様は、次に掲げる方法によりコムストックローンの融資を申し込むことができます。なお、融資の申込みは、30万円以上（追加融資の場合は10万円以上）1万円単位とします。</p> <p>① <u>大証金ウェブサイト</u>により申し込む方法</p> <p>② <u>大証金</u>所定のコムストックローン借入申込書により申し込む方法</p> <p>(5) (4)②のコムストックローン借入申込書による申込みは、郵送のほかFAXにより行うことができるものとします。<u>大証金</u>がFAXで融資申込みを受け付けた場合は、<u>大証金</u>は、当該借入申込書に記載されている氏名および印影をもって、お客様</p>

新	旧
<p>が署名し、<u>日証金</u>に届け出た印鑑が押捺されたものとみなします。</p> <p>(6) <u>日証金</u>は、次の①、②に掲げる場合の区分に応じ、当該①、②に定める日時にお客様が<u>日証金</u>に届け出た銀行口座に振り込む方法により融資を実行するものとします。</p> <p>① <u>日証金</u>ウェブサイトの「リアルタイム融資」により申込みを受け付けた場合 9時30分までの受付分は当日9時30分、9時30分から14時30分までの受付分は当日即時、14時30分以降の受付分は翌営業日9時30分（ただし、<u>日証金</u>の休業日の受付分は翌営業日9時30分となります。）</p> <p>② <u>日証金</u>ウェブサイトの「通常融資」またはコムストックローン借入申込書により申込みを受け付けた場合 16時までの受付分は翌営業日9時、16時以降の受付分は翌々営業日9時（ただし、<u>日証金</u>の休業日の受付分は翌々営業日9時となります。）</p> <p>(7) [現行どおり]</p> <p>(8) 担保有価証券の時価額は、<u>日証金</u>が採用した価格に株数または口数を乗じて得た額とします。なお、<u>日証金</u>が採用する価格は、次の①、②に掲げる有価証券の区分に応じ、当該①、②に定めるところによるものとします。</p> <p>① 国内の金融商品取引所に上場されている株式、協同組織金融機関の発行する優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券および受益証券発行信託の受益証券原則として売買高等から当該銘柄の主たる市場と認められる市場における最終価格または最終気配値段その他合理的と認められる価格</p> <p>② 国内の金融商品取引所に上場されていない投資信託の受益証券および投資証券 <u>一般社団法人投資信託協会</u>が発表する基準価額その他合理的と認められる価格</p> <p>3 返済方法</p> <p>(1) [現行どおり]</p> <p>(2) お客様は、次に掲げるいずれかの方法により、コムストックローンの融資金元金を返済することができます。</p> <p>① [現行どおり]</p>	<p>が署名し、<u>大証金</u>に届け出た印鑑が押捺されたものとみなします。</p> <p>(6) <u>大証金</u>は、次の①、②に掲げる場合の区分に応じ、当該①、②に定める日時にお客様が<u>大証金</u>に届け出た銀行口座に振り込む方法により融資を実行するものとします。</p> <p>① <u>大証金</u>ウェブサイトの「リアルタイム融資」により申込みを受け付けた場合 9時30分までの受付分は当日9時30分、9時30分から14時30分までの受付分は当日即時、14時30分以降の受付分は翌営業日9時30分（ただし、<u>大証金</u>の休業日の受付分は翌営業日9時30分となります。）</p> <p>② <u>大証金</u>ウェブサイトの「通常融資」またはコムストックローン借入申込書により申込みを受け付けた場合 16時までの受付分は翌営業日9時、16時以降の受付分は翌々営業日9時（ただし、<u>大証金</u>の休業日の受付分は翌々営業日9時となります。）</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 担保有価証券の時価額は、<u>大証金</u>が採用した価格に株数または口数を乗じて得た額とします。なお、<u>大証金</u>が採用する価格は、次の①、②に掲げる有価証券の区分に応じ、当該①、②に定めるところによるものとします。</p> <p>① 国内の金融商品取引所に上場されている株券、協同組織金融機関の発行する優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券および受益証券発行信託の受益証券原則として売買高等から当該銘柄の主たる市場と認められる市場における最終価格または最終気配値段その他合理的と認められる価格</p> <p>② 国内の金融商品取引所に上場されていない投資信託の受益証券および投資証券 <u>社団法人投資信託協会</u>が発表する基準価額その他合理的と認められる価格</p> <p>3 返済方法</p> <p>(1) [現行どおり]</p> <p>(2) お客様は、次に掲げるいずれかの方法により、コムストックローンの融資金元金を返済することができます。</p> <p>① [現行どおり]</p>

新	旧
<p>② <u>日証金</u>の指定する<u>日証金</u>の銀行口座へ振り込む方法（以下この方法を「振込返済」といいます。）</p> <p>③ その他<u>日証金</u>が特に認めた方法</p> <p>(3) お客様が第3条第6項の定めにより担保有価証券を売却したときは、<u>日証金</u>は、受渡日の前営業日に提携証券会社に対し、担保取引口座から当該売却代金（提携証券会社への手数料等を差し引いた金額をいいます。以下同じとします。）のうち<u>日証金</u>が指定する返済必要額（コムストックローンの融資残高を売却後の担保有価証券のうち融資適格銘柄の時価額に60%（融資適格銘柄の一銘柄の時価額の割合が融資適格銘柄の時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額以内とするために必要な返済額をいいます。以下同じとします。）に相当する金銭を引出すよう請求し、受渡日に当該返済必要額を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当します。お客様は、<u>日証金</u>に対し、上記の返済必要額の引出し、受領および融資金の返済への充当にかかる一切の権限をここに委任するものとし、上記の手續に従って担保有価証券の売却代金を返済に充当する方法（以下この方法を「売却返済」といいます。）につき異議を述べないものとします。また、お客様は、日計り取引等により受渡日に当該売却代金の出金が規制されていることその他の理由によって受渡日に当該返済必要額に相当する金銭の一部または全部の引出しができなかったときは、上記売却返済の方法によらず、<u>日証金</u>がその不足額の返済を別途請求することがあることを予め承諾するものとします。</p> <p>(4) お客様は、(2)①の預り金返済を行うときは、<u>日証金</u>ウェブサイトまたは<u>日証金</u>が適当と認める方法により<u>日証金</u>に申し込むものとします。<u>日証金</u>は、申込受付日の翌営業日（16時以降に受け付けた場合は翌々営業日）に提携証券会社に対し、担保取引口座から返済申込額に相当する金銭の引出しを請求し、申込受付日の翌々営業日（16時以降に受け付けた場合は3営業日目の日）に当該返済申込額（ただし、預り金の額が当該返済申込額に満たない場合は、預り金の全額とします。）を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当します。お客様は、<u>日証金</u>に対し、上記の返済申込額の引出し、受領および融資金の返済への充当にかかる一切の権限をここに委任するものとします。</p> <p>(5) (4)に定める事項に関する委任については、お客様は次の事項に同意するものと</p>	<p>② <u>大証金</u>の指定する<u>大証金</u>の銀行口座へ振り込む方法（以下この方法を「振込返済」といいます。）</p> <p>③ その他<u>大証金</u>が特に認めた方法</p> <p>(3) お客様が第3条第6項の定めにより担保有価証券を売却したときは、<u>大証金</u>は、受渡日の前営業日に提携証券会社に対し、担保取引口座から当該売却代金（提携証券会社への手数料等を差し引いた金額をいいます。以下同じとします。）のうち<u>大証金</u>が指定する返済必要額（コムストックローンの融資残高を売却後の担保有価証券のうち融資適格銘柄の時価額に60%（融資適格銘柄の一銘柄の時価額の割合が融資適格銘柄の時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額以内とするために必要な返済額をいいます。以下同じとします。）に相当する金銭を引出すよう請求し、受渡日に当該返済必要額を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当します。お客様は、<u>大証金</u>に対し、上記の返済必要額の引出し、受領および融資金の返済への充当にかかる一切の権限をここに委任するものとし、上記の手續に従って担保有価証券の売却代金を返済に充当する方法（以下この方法を「売却返済」といいます。）につき異議を述べないものとします。また、お客様は、日計り取引等により受渡日に当該売却代金の出金が規制されていることその他の理由によって受渡日に当該返済必要額に相当する金銭の一部または全部の引出しができなかったときは、上記売却返済の方法によらず、<u>大証金</u>がその不足額の返済を別途請求することがあることを予め承諾するものとします。</p> <p>(4) お客様は、(2)①の預り金返済を行うときは、<u>大証金</u>ウェブサイトまたは<u>大証金</u>が適当と認める方法により<u>大証金</u>に申し込むものとします。<u>大証金</u>は、申込受付日の翌営業日（16時以降に受け付けた場合は翌々営業日）に提携証券会社に対し、担保取引口座から返済申込額に相当する金銭の引出しを請求し、申込受付日の翌々営業日（16時以降に受け付けた場合は3営業日目の日）に当該返済申込額（ただし、預り金の額が当該返済申込額に満たない場合は、預り金の全額とします。）を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当します。お客様は、<u>大証金</u>に対し、上記の返済申込額の引出し、受領および融資金の返済への充当にかかる一切の権限をここに委任するものとします。</p> <p>(5) (4)に定める事項に関する委任については、お客様は次の事項に同意するものと</p>

新	旧
<p>します。</p> <p>① <u>日証金</u>の合意がなければ解除または変更できないこと。</p> <p>② [現行どおり]</p> <p>(6) お客様は、(2)②の振込返済を行うときは、その前営業日までに<u>日証金</u>ウェブサイトまたは電話により<u>日証金</u>に連絡していただきます。</p> <p>(7) (2)①の預り金返済および(2)②の振込返済の返済日は、お客様からの返済金が<u>日証金</u>に入金されたことを<u>日証金</u>が確認した日（15時までに確認できない場合は、翌営業日付の返済となります。）、(2)③の<u>日証金</u>の特に認めた方法の返済日については、<u>日証金</u>が定めた日とします。</p> <p>4 利率、利息計算および支払方法</p> <p>(1) コムストックローンの融資利率は、契約の成立の日において<u>日証金</u>が定め、契約成立の書面をもってお客様に通知します。ただし、<u>日証金</u>は、日本国内における主要な銀行が公表する短期プライムレートの変動等金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、融資利率を変更することができるものとします。<u>日証金</u>が融資利率を変更する場合は、Eメールおよび<u>日証金</u>ウェブサイト（書面交付希望者には書面）で通知します。</p> <p>(2) [現行どおり]</p> <p>(3) 融資金の利息は、当月の1日から月末の日までの1か月間の利息を計算のうえ、第8条に定める月次報告書によりお客様に通知し、お客様が<u>日証金</u>に届け出た銀行口座から各翌月15日（当該銀行の休業日の場合はその翌営業日）に口座振替（ゆうちょ銀行の場合は自動払込み）によりお支払いいただきます。ただし、口座振替（自動払込み）の手続が完了するまでの間は、<u>日証金</u>の指定する<u>日証金</u>の銀行口座に振り込んでいただきます。</p> <p>5 [現行どおり]</p> <p>第3条（担保の設定等）</p> <p>1 お客様は、<u>日証金</u>に対して現在および将来負担するコムストックローンにかかる一切の債務を共通に担保するものとして、<u>日証金</u>所定のコムストックローン有価証券担保差入書に基づき、お客様が担保取引口座に現在および将来保有する第3項各号に掲</p>	<p>します。</p> <p>① <u>大証金</u>の合意がなければ解除または変更できないこと。</p> <p>② [略]</p> <p>(6) お客様は、(2)②の振込返済を行うときは、その前営業日までに<u>大証金</u>ウェブサイトまたは電話により<u>大証金</u>に連絡していただきます。</p> <p>(7) (2)①の預り金返済および(2)②の振込返済の返済日は、お客様からの返済金が<u>大証金</u>に入金されたことを<u>大証金</u>が確認した日（15時までに確認できない場合は、翌営業日付の返済となります。）、(2)③の<u>大証金</u>の特に認めた方法の返済日については、<u>大証金</u>が定めた日とします。</p> <p>4 利率、利息計算および支払方法</p> <p>(1) コムストックローンの融資利率は、契約の成立の日において<u>大証金</u>が定め、契約成立の書面をもってお客様に通知します。ただし、<u>大証金</u>は、日本国内における主要な銀行が公表する短期プライムレートの変動等金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、融資利率を変更することができるものとします。<u>大証金</u>が融資利率を変更する場合は、Eメールおよび<u>大証金</u>ウェブサイト（書面交付希望者には書面）で通知します。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 融資金の利息は、当月の1日から月末の日までの1か月間の利息を計算のうえ、第8条に定める月次報告書によりお客様に通知し、お客様が<u>大証金</u>に届け出た銀行口座から各翌月15日（当該銀行の休業日の場合はその翌営業日）に口座振替（ゆうちょ銀行の場合は自動払込み）によりお支払いいただきます。ただし、口座振替（自動払込み）の手続が完了するまでの間は、<u>大証金</u>の指定する<u>大証金</u>の銀行口座に振り込んでいただきます。</p> <p>5 [略]</p> <p>第3条（担保の設定等）</p> <p>1 お客様は、<u>大証金</u>に対して現在および将来負担するコムストックローンにかかる一切の債務を共通に担保するものとして、<u>大証金</u>所定のコムストックローン有価証券担保差入書に基づき、お客様が担保取引口座に現在および将来保有する第3項各号に掲</p>

新	旧
<p>げる有価証券に<u>日証金</u>を権利者とする根質権を設定していただきます。根質権の設定は、社債、株式等の振替に関する法律その他関係法令および振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の業務規程その他の定めに従い、提携証券会社に開設した<u>日証金</u>の振替決済口座の質権口（以下「<u>日証金質権口座</u>」といっています。）への増加の記載または記録により行うものとします。</p> <p>2 前項の質権設定のため、提携証券会社が担保取引口座から<u>日証金質権口座</u>へ増加の記載または記録を行うにあたっては、その都度、お客様より提携証券会社に対しその振替申請があったものとして取り扱います。</p> <p>3 お客様がコムストックローンの担保として差し入れることができる有価証券は、次の各号に掲げるもの（ただし、<u>外国株式等の外国証券</u>は除き、(1)、(2)および(5)については国内の金融商品取引所に上場されているもの、(3)および(4)については国内の金融商品取引所に上場されているものおよび<u>一般社団法人投資信託協会</u>が基準価額を発表するものに限ります。）とします。なお、担保有価証券のうち、融資時において担保評価の対象とする銘柄（以下「<u>融資適格銘柄</u>」といっています。）とするか否かについては<u>日証金</u>の判断によるものとし、<u>日証金</u>は、当該銘柄の発行者の財務状況および売買高等に応じて適時に融資適格銘柄を変更することができるものとします。</p> <p>(1) <u>株式</u></p> <p>(2) 協同組織金融機関の発行する優先出資証券</p> <p>(3) 投資信託の受益証券</p> <p>(4) 投資証券</p> <p>(5) 受益証券発行信託の受益証券</p> <p>4 <u>日証金質権口座</u>に記載または記録されている担保有価証券に対して交付される新株式その他の有価証券のうち、機構により<u>日証金質権口座</u>に増加の記載または記録がされるものについては、第1項に定める担保差入れにより、お客様はあらかじめ<u>日証金</u>に担保差入れの意思表示を行ったものとします。</p> <p>5 [現行どおり]</p> <p>6 お客様は、担保有価証券を提携証券会社所定の方法でいつでも売却することができます。担保有価証券を売却した場合、お客様は、その売却代金について次の事項に同意するものとします。</p>	<p>げる有価証券に<u>大証金</u>を権利者とする根質権を設定していただきます。根質権の設定は、社債、株式等の振替に関する法律その他関係法令および振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の業務規程その他の定めに従い、提携証券会社に開設した<u>大証金</u>の振替決済口座の質権口（以下「<u>大証金質権口座</u>」といっています。）への増加の記載または記録により行うものとします。</p> <p>2 前項の質権設定のため、提携証券会社が担保取引口座から<u>大証金質権口座</u>へ増加の記載または記録を行うにあたっては、その都度、お客様より提携証券会社に対しその振替申請があったものとして取り扱います。</p> <p>3 お客様がコムストックローンの担保として差し入れることができる有価証券は、次の各号に掲げるもの（ただし、<u>外国株券等の外国証券</u>は除き、(1)、(2)および(5)については国内の金融商品取引所に上場されているもの、(3)および(4)については国内の金融商品取引所に上場されているものおよび<u>社団法人投資信託協会</u>が基準価額を発表するものに限ります。）とします。なお、担保有価証券のうち、融資時において担保評価の対象とする銘柄（以下「<u>融資適格銘柄</u>」といっています。）とするか否かについては<u>大証金</u>の判断によるものとし、<u>大証金</u>は、当該銘柄の発行者の財務状況および売買高等に応じて適時に融資適格銘柄を変更することができるものとします。</p> <p>(1) <u>株券</u></p> <p>(2) 協同組織金融機関の発行する優先出資証券</p> <p>(3) 投資信託の受益証券</p> <p>(4) 投資証券</p> <p>(5) 受益証券発行信託の受益証券</p> <p>4 <u>大証金質権口座</u>に記載または記録されている担保有価証券に対して交付される新株式その他の有価証券のうち、機構により<u>大証金質権口座</u>に増加の記載または記録がされるものについては、第1項に定める担保差入れにより、お客様はあらかじめ<u>大証金</u>に担保差入れの意思表示を行ったものとします。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 お客様は、担保有価証券を提携証券会社所定の方法でいつでも売却することができます。担保有価証券を売却した場合、お客様は、その売却代金について次の事項に同意するものとします。</p>

新	旧
<p>(1) 売却代金および提携証券会社に対する当該売却代金の引渡請求権についても<u>日証金</u>の担保権の効力が及ぶこと。</p> <p>(2) <u>日証金</u>が第2条第3項(3)による売却返済を受けるまでの間、提携証券会社に対する売却代金の引渡請求権について、これを第三者へ譲渡し、または第三者のために担保を設定しないこと。</p> <p>(3) [現行どおり]</p> <p>7 担保有価証券の返戻(担保有価証券を売却したときを除きます。)は、原則としてできないものとします。お客様から返戻の依頼があった場合には、<u>日証金</u>が審査を行い、返戻の可否を決定できるものとします。</p> <p>8 お客様は、提携証券会社に対し、提携証券会社所定のコムストックローン有価証券質権設定通知書に基づき、第1項に定める有価証券に対する<u>日証金</u>を権利者とする根質権の設定等のための必要な一切の事務手続を依頼するものとします。</p> <p>9 お客様は、<u>日証金</u>が担保有価証券の管理等にかかる事務を提携証券会社に委託することに同意するものとします。</p> <p>10 お客様は、担保有価証券について、<u>日証金</u>および提携証券会社が、お客様と提携証券会社との間の証券取引に関する約款・規定に優先してこの約款を適用することを承諾し、かかる優先適用に関し、<u>日証金</u>および提携証券会社に対し、異議を述べないものとします。</p>	<p>(1) 売却代金および提携証券会社に対する当該売却代金の引渡請求権についても<u>大証金</u>の担保権の効力が及ぶこと。</p> <p>(2) <u>大証金</u>が第2条第3項(3)による売却返済を受けるまでの間、提携証券会社に対する売却代金の引渡請求権について、これを第三者へ譲渡し、または第三者のために担保を設定しないこと。</p> <p>(3) [略]</p> <p>7 担保有価証券の返戻(担保有価証券を売却したときを除きます。)は、原則としてできないものとします。お客様から返戻の依頼があった場合には、<u>大証金</u>が審査を行い、返戻の可否を決定できるものとします。</p> <p>8 お客様は、提携証券会社に対し、提携証券会社所定のコムストックローン有価証券質権設定通知書に基づき、第1項に定める有価証券に対する<u>大証金</u>を権利者とする根質権の設定等のための必要な一切の事務手続を依頼するものとします。</p> <p>9 お客様は、<u>大証金</u>が担保有価証券の管理等にかかる事務を提携証券会社に委託することに同意するものとします。</p> <p>10 お客様は、担保有価証券について、<u>大証金</u>および提携証券会社が、お客様と提携証券会社との間の証券取引に関する約款・規定に優先してこの約款を適用することを承諾し、かかる優先適用に関し、<u>大証金</u>および提携証券会社に対し、異議を述べないものとします。</p>
<p>第4条(担保不足等)</p> <p>1 担保不足(担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となる状態をいいます。)となった場合には、<u>日証金</u>からの請求により、<u>日証金</u>が担保不足通知書を送付した日もしくはEメールを送信した日から起算して5営業日以内に、<u>日証金</u>が適当と認める担保を追加して差し入れまたは融資金の一部を返済し、もって、担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が60%(担保有価証券の一銘柄の時価額の割合が担保有価証券の時価額合計の70%以上を占める場合は50%)以下となるまで改善していただきます。</p> <p>2 前項に定めるほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたときおよび担保有価証券について<u>日証金</u>が適当でないと判断したときは、請求によって、直ちに<u>日証金</u>が</p>	<p>第4条(担保不足等)</p> <p>1 担保不足(担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となる状態をいいます。)となった場合には、<u>大証金</u>からの請求により、<u>大証金</u>が担保不足通知書を送付した日もしくはEメールを送信した日から起算して5営業日以内に、<u>大証金</u>が適当と認める担保を追加して差し入れまたは融資金の一部を返済し、もって、担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が60%(担保有価証券の一銘柄の時価額の割合が担保有価証券の時価額合計の70%以上を占める場合は50%)以下となるまで改善していただきます。</p> <p>2 前項に定めるほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたときおよび担保有価証券について<u>大証金</u>が適当でないと判断したときは、請求によって、直ちに<u>大証金</u>が</p>

新	旧
<p>適当と認める担保を追加差入れさせていただきます。</p> <p>3 お客様は、担保不足その他<u>日証金</u>が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、<u>日証金</u>の提携証券会社への指示により<u>日証金</u>が債権保全上必要な範囲内において、担保取引口座からの金銭の引出し（預り金の出金）が停止されることに同意するものとします。</p> <p>第5条（担保処分）</p> <p>1 コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、<u>日証金</u>は、お客様に事前に通知、催告等を行うことなく、直ちに、担保有価証券の全部または<u>日証金</u>がその裁量により選択した担保有価証券の一部を、必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により<u>日証金</u>において取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用（提携証券会社に対する諸費用を含みます。）を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合には、お客様は直ちに弁済するものとします。この場合において、取得金に余剰が生じたとき、または担保有価証券に余剰が生じたときは、<u>日証金</u>は、当該取得金の余剰分または当該担保有価証券の余剰分を、お客様またはお客様に優先して受け取る権利を有する者に対して返還するものとします。</p> <p>2 前項の定めに基づき<u>日証金</u>が担保有価証券の全部または一部を処分する場合には、お客様は、次の事項に同意するものとします。</p> <p>(1) 第3条第6項の定めにかかわらず、お客様が担保有価証券を売却することができないこと、およびこれに伴い、お客様の提携証券会社への担保有価証券の売却注文のうち未執行のものは、<u>日証金</u>が提携証券会社との間で所定の手続きを行った日の大引け後に取消または失効されること。</p> <p>(2) <u>日証金</u>が担保取引口座から担保有価証券の全部または一部を引き出すこと、および引き出した担保有価証券に余剰が生じたときは、当該余剰分の有価証券を担保取引口座に再度振り替えること。</p> <p>第6条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、<u>日証金</u>から通知、催告</p>	<p>適当と認める担保を追加差入れさせていただきます。</p> <p>3 お客様は、担保不足その他<u>大証金</u>が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、<u>大証金</u>の提携証券会社への指示により<u>大証金</u>が債権保全上必要な範囲内において、担保取引口座からの金銭の引出し（預り金の出金）が停止されることに同意するものとします。</p> <p>第5条（担保処分）</p> <p>1 コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、<u>大証金</u>は、お客様に事前に通知、催告等を行うことなく、直ちに、担保有価証券の全部または<u>大証金</u>がその裁量により選択した担保有価証券の一部を、必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により<u>大証金</u>において取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用（提携証券会社に対する諸費用を含みます。）を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合には、お客様は直ちに弁済するものとします。この場合において、取得金に余剰が生じたとき、または担保有価証券に余剰が生じたときは、<u>大証金</u>は、当該取得金の余剰分または当該担保有価証券の余剰分を、お客様またはお客様に優先して受け取る権利を有する者に対して返還するものとします。</p> <p>2 前項の定めに基づき<u>大証金</u>が担保有価証券の全部または一部を処分する場合には、お客様は、次の事項に同意するものとします。</p> <p>(1) 第3条第6項の定めにかかわらず、お客様が担保有価証券を売却することができないこと、およびこれに伴い、お客様の提携証券会社への担保有価証券の売却注文のうち未執行のものは、<u>大証金</u>が提携証券会社との間で所定の手続きを行った日の大引け後に取消または失効されること。</p> <p>(2) <u>大証金</u>が担保取引口座から担保有価証券の全部または一部を引き出すこと、および引き出した担保有価証券に余剰が生じたときは、当該余剰分の有価証券を担保取引口座に再度振り替えること。</p> <p>第6条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、<u>大証金</u>から通知、催告</p>

新	旧
<p>等がなくても日証金に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(2) [現行どおり]</p> <p>(3) お客様の日証金に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発せられたとき。</p> <p>(4) 住所変更の届出を怠るなどお客様が責任を負うべき事由によって、日証金においてお客様の所在が不明となったときまたは一定期間連絡がとれなくなったとき。</p> <p>(5) [現行どおり]</p> <p>2 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、日証金からの請求によって日証金に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(2) [現行どおり]</p> <p>(3) お客様が日証金との取引約定に違反したとき。</p> <p>(4) [現行どおり]</p>	<p>等がなくても大証金に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) お客様の大証金に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発せられたとき。</p> <p>(4) 住所変更の届出を怠るなどお客様が責任を負うべき事由によって、大証金においてお客様の所在が不明となったときまたは一定期間連絡がとれなくなったとき。</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、大証金からの請求によって大証金に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) お客様が大証金との取引約定に違反したとき。</p> <p>(4) [略]</p>
<p>第7条（弁済金の充当順序）</p> <p>お客様から弁済いただいた金額が本契約およびお客様と日証金との間のその他の契約に基づき日証金に対して弁済いただくべき一切の債務を完済させるに足りないときは、この約款に別段の定めがない限り、日証金が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務のうち、元金、利息、遅延損害金または費用のいずれにも充当することができるものとします。</p>	<p>第7条（弁済金の充当順序）</p> <p>お客様から弁済いただいた金額が本契約およびお客様と大証金との間のその他の契約に基づき大証金に対して弁済いただくべき一切の債務を完済させるに足りないときは、この約款に別段の定めがない限り、大証金が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務のうち、元金、利息、遅延損害金または費用のいずれにも充当することができるものとします。</p>
<p>第8条（月次報告書）</p> <p>1 日証金は、毎月末現在を基準として当月におけるお客様とのコムストックローンにかかる取引の状況を記載した月次報告書を作成し、翌月の月初にお客様に交付します。</p> <p>2 前項の月次報告書の交付は、日証金ウェブサイトに掲載する方法（電磁的方法）によるものとします。ただし、書面交付希望者には書面を郵送する方法によるものとします。</p>	<p>第8条（月次報告書）</p> <p>1 大証金は、毎月末現在を基準として当月におけるお客様とのコムストックローンにかかる取引の状況を記載した月次報告書を作成し、翌月の月初にお客様に交付します。</p> <p>2 前項の月次報告書の交付は、大証金ウェブサイトに掲載する方法（電磁的方法）によるものとします。ただし、書面交付希望者には書面を郵送する方法によるものとします。</p>

新	旧
<p>3 お客様は、月次報告書の内容をすみやかに確認するものとし、その記載内容に疑義がある場合は、<u>日証金</u>に対して連絡していただきます。</p> <p>4 [現行どおり]</p> <p>5 お客様は、月次報告書とは別に、<u>日証金</u>ウェブサイトでコムストックローンの取引履歴等を一定期間閲覧することができます。</p>	<p>3 お客様は、月次報告書の内容をすみやかに確認するものとし、その記載内容に疑義がある場合は、<u>大証金</u>に対して連絡していただきます。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 お客様は、月次報告書とは別に、<u>大証金</u>ウェブサイトでコムストックローンの取引履歴等を一定期間閲覧することができます。</p>
<p>第9条（危険負担、免責条項等）</p>	<p>第9条（危険負担、免責条項等）</p>
<p>1 お客様が<u>日証金</u>に差し入れた書類が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、<u>日証金</u>の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済していただきます。なお、<u>日証金</u>が請求した場合には直ちに代替りの書類を差し入れていただきます。この場合に生じた損害については、<u>日証金</u>が責任を負うべき事由による場合を除き、お客様の負担とします。</p> <p>2 書類の印影を、お客様の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、<u>日証金</u>において相違ないと認めて取引したときは、書類、印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害はお客様の負担とし、お客様は書類の記載文言に従って責任を負うものとします。</p> <p>3 お客様に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立てもしくは処分に要した費用、およびお客様の権利を保全するためにお客様が<u>日証金</u>に協力を依頼した場合に要した費用は、お客様の負担とします。</p> <p>4 次に掲げる事項によりお客様に生じた損害については、<u>日証金</u>はその責任を負わないものとします。ただし、<u>日証金</u>に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) <u>日証金</u>ウェブサイトの利用にあたり、その事由の如何を問わず、入力されたログインIDおよびパスワード（第三者により入力された場合を含みます。）が<u>日証金</u>発行のログインIDおよびパスワードと一致することにより行われた取引について生じたもの</p> <p>(2)～(3) [現行どおり]</p> <p>5 お客様は、本契約に基づき行われた担保有価証券に対する一切の処分については、<u>日証金</u>および提携証券会社に対して異議を述べず、これによって生じた損害につき<u>日</u></p>	<p>1 お客様が<u>大証金</u>に差し入れた書類が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、<u>大証金</u>の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済していただきます。なお、<u>大証金</u>が請求した場合には直ちに代替りの書類を差し入れていただきます。この場合に生じた損害については、<u>大証金</u>が責任を負うべき事由による場合を除き、お客様の負担とします。</p> <p>2 書類の印影を、お客様の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、<u>大証金</u>において相違ないと認めて取引したときは、書類、印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害はお客様の負担とし、お客様は書類の記載文言に従って責任を負うものとします。</p> <p>3 お客様に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立てもしくは処分に要した費用、およびお客様の権利を保全するためにお客様が<u>大証金</u>に協力を依頼した場合に要した費用は、お客様の負担とします。</p> <p>4 次に掲げる事項によりお客様に生じた損害については、<u>大証金</u>はその責任を負わないものとします。ただし、<u>大証金</u>に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) <u>大証金</u>ウェブサイトの利用にあたり、その事由の如何を問わず、入力されたログインIDおよびパスワード（第三者により入力された場合を含みます。）が<u>大証金</u>発行のログインIDおよびパスワードと一致することにより行われた取引について生じたもの</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>5 お客様は、本契約に基づき行われた担保有価証券に対する一切の処分については、<u>大証金</u>および提携証券会社に対して異議を述べず、これによって生じた損害につき<u>大</u></p>

新	旧
<p>証金および提携証券会社に対して損害賠償の請求を含む一切の請求をしないものとします。</p> <p>6 <u>日証金</u>および提携証券会社は、それぞれ独立した者であって、そのいずれかの故意または過失は、他の者の故意または過失と同視されないものとします。</p> <p>7 お客様は、提携証券会社の業務に支障が生じたことによって発生した損害につき、<u>日証金</u>に対して損害賠償の請求を含む一切の請求をしないものとします。</p> <p>第10条（届出事項の変更）</p> <p>1 お客様は、印章、住所、氏名、Eメールアドレス（書面交付希望者を除きます。）および銀行口座その他<u>日証金</u>への届出事項に変更があった場合には、直ちに<u>日証金</u>所定の方法で<u>日証金</u>に届出ていただきます。なお、届出に当たっては、<u>日証金</u>が必要と認める書類を提出していただくことがあります。</p> <p>2 お客様が前項の届出を怠る、あるいはお客様が<u>日証金</u>からの請求を受領しないなどお客様が責任を負うべき事由により、<u>日証金</u>が行った通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。</p> <p>第11条（成年後見人等の届出）</p> <p>1 お客様について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により<u>日証金</u>に届出ていただくものとします。</p> <p>2 お客様について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により<u>日証金</u>に届出ていただくものとします。</p> <p>3 お客様について前2項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に<u>日証金</u>に届出ていただくものとし、届出の前に生じたお客様の損害については、<u>日証金</u>が責任を負うべき場合を除いて、お客様の負担とします。</p> <p>第12条（報告および調査）</p> <p>1 財産、収入等の信用状態について<u>日証金</u>から請求があったときは、遅滞なく報告し、</p>	<p>証金および提携証券会社に対して損害賠償の請求を含む一切の請求をしないものとします。</p> <p>6 <u>大証金</u>および提携証券会社は、それぞれ独立した者であって、そのいずれかの故意または過失は、他の者の故意または過失と同視されないものとします。</p> <p>7 お客様は、提携証券会社の業務に支障が生じたことによって発生した損害につき、<u>大証金</u>に対して損害賠償の請求を含む一切の請求をしないものとします。</p> <p>第10条（届出事項の変更）</p> <p>1 お客様は、印章、住所、氏名、Eメールアドレス（書面交付希望者を除きます。）および銀行口座その他<u>大証金</u>への届出事項に変更があった場合には、直ちに<u>大証金</u>所定の方法で<u>大証金</u>に届出ていただきます。なお、届出に当たっては、<u>大証金</u>が必要と認める書類を提出していただくことがあります。</p> <p>2 お客様が前項の届出を怠る、あるいはお客様が<u>大証金</u>からの請求を受領しないなどお客様が責任を負うべき事由により、<u>大証金</u>が行った通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。</p> <p>第11条（成年後見人等の届出）</p> <p>1 お客様について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により<u>大証金</u>に届出ていただくものとします。</p> <p>2 お客様について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により<u>大証金</u>に届出ていただくものとします。</p> <p>3 お客様について前2項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に<u>大証金</u>に届出ていただくものとし、届出の前に生じたお客様の損害については、<u>大証金</u>が責任を負うべき場合を除いて、お客様の負担とします。</p> <p>第12条（報告および調査）</p> <p>1 財産、収入等の信用状態について<u>大証金</u>から請求があったときは、遅滞なく報告し、</p>

新	旧
<p>また調査に必要な便益を提供していただくものとします。</p> <p>2 財産、収入等の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、<u>日証金</u>に対して遅滞なく報告していただくものとします。</p> <p>第13条（契約の終了）</p> <p>1 第2条第1項(4)に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合（(1)の場合においてはコムストックローンにかかる残債務がないとき、(5)から(8)までの場合においては<u>日証金</u>が契約の解約を申し出たときに限ります。）には、本契約は終了するものとします。この場合、コムストックローンにかかる残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに弁済するものとし、第3条の定めに基づき差し入れられた担保は、当該残債務が完済されるまで存続するものとします。</p> <p>(1)～(7)〔現行どおり〕</p> <p>(8) その他お客様の信用状態が著しく悪化し、契約を継続することが困難であると<u>日証金</u>が判断したとき。</p> <p>2 前項にかかわらず、お客様のコムストックローンにかかる債務が消滅した場合には、<u>日証金</u>は、本契約を終了させることができるものとします。</p> <p>第14条（約款の改訂変更）</p> <p>この約款は、法令等の変更または監督官庁の指示その他<u>日証金</u>の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。なお、改訂内容がお客様の従来権利を制限する、もしくはお客様に新たに義務を課すものであるときは、その改訂内容を<u>日証金</u>ウェブサイト（書面交付希望者については書面）で通知します。この場合、所定の期日までに所定の方法による異議の連絡がないときは、同意があったものとして取り扱います。</p> <p>第15条（合意管轄）</p> <p>本契約に基づく諸取引に関してお客様と<u>日証金</u>との間で訴訟の必要が生じた場合は、<u>日証金本店</u>または<u>支店</u>の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>また調査に必要な便益を提供していただくものとします。</p> <p>2 財産、収入等の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、<u>大証金</u>に対して遅滞なく報告していただくものとします。</p> <p>第13条（契約の終了）</p> <p>1 第2条第1項(4)に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合（(1)の場合においてはコムストックローンにかかる残債務がないとき、(5)から(8)までの場合においては<u>大証金</u>が契約の解約を申し出たときに限ります。）には、本契約は終了するものとします。この場合、コムストックローンにかかる残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに弁済するものとし、第3条の定めに基づき差し入れられた担保は、当該残債務が完済されるまで存続するものとします。</p> <p>(1)～(7)〔略〕</p> <p>(8) その他お客様の信用状態が著しく悪化し、契約を継続することが困難であると<u>大証金</u>が判断したとき。</p> <p>2 前項にかかわらず、お客様のコムストックローンにかかる債務が消滅した場合には、<u>大証金</u>は、本契約を終了させることができるものとします。</p> <p>第14条（約款の改訂変更）</p> <p>この約款は、法令等の変更または監督官庁の指示その他<u>大証金</u>の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。なお、改訂内容がお客様の従来権利を制限する、もしくはお客様に新たに義務を課すものであるときは、その改訂内容を<u>大証金</u>ウェブサイト（書面交付希望者については書面）で通知します。この場合、所定の期日までに所定の方法による異議の連絡がないときは、同意があったものとして取り扱います。</p> <p>第15条（合意管轄）</p> <p>本契約に基づく諸取引に関してお客様と<u>大証金</u>との間で訴訟の必要が生じた場合は、<u>大証金本店</u>の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>

新	旧
<p>第16条（準拠法）</p> <p>お客様と<u>日証金</u>および提携証券会社との間の本契約に基づく取引は、すべて日本法を準拠法とします。</p> <p>第17条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1 〔現行どおり〕</p> <p>2 お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>(1)～(3) 〔現行どおり〕</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて<u>日証金</u>の信用を毀損し、または<u>日証金</u>の業務を妨害する行為。</p> <p>(5) 〔現行どおり〕</p> <p>3 お客様が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、お客様は、<u>日証金</u>からの請求によって、<u>日証金</u>に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>4 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、<u>日証金</u>になんらの請求をしないものとします。また、<u>日証金</u>に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成 25 年 7 月</p>	<p>第16条（準拠法）</p> <p>お客様と<u>大証金</u>および提携証券会社との間の本契約に基づく取引は、すべて日本法を準拠法とします。</p> <p>第17条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1 〔 略 〕</p> <p>2 お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>(1)～(3) 〔 略 〕</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて<u>大証金</u>の信用を毀損し、または<u>大証金</u>の業務を妨害する行為。</p> <p>(5) 〔 略 〕</p> <p>3 お客様が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、お客様は、<u>大証金</u>からの請求によって、<u>大証金</u>に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>4 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、<u>大証金</u>になんらの請求をしないものとします。また、<u>大証金</u>に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成25年 1 月</p>